

環境基本計画(素案)施策体系

まち『みどりを友とし、地球にやさしい都市・さやま』をめざして

環境学習と環境保全への積極的行動の促進

- 環境学習の推進と環境保全活動への自主的参加
- 環境情報の整備
- 地球環境問題の国際的取組への協力
- 学校における環境教育の推進
- 生涯学習の場における環境学習の推進
- 自主的活動の支援体制
- 環境監視の充実
- 環境情報の提供
- 地球環境・地球環境に関する意識向上
- 国際的視野での取組

環境にやさしい地域社会の実現

- 環境汚染の防止と環境監査制度導入の推進
- 省資源・省エネルギー型社会への指向
- ライフスタイルの転換
- 省資源・省エネルギー型のまちづくり
- 廃棄物の発生抑制
- 産業廃棄物対策
- 一般廃棄物対策
- ごみの散乱防止対策
- 地球にやさしい製品等の普及
- 自動車排出ガス対策
- 大気に係わる固定発生源対策
- 生活排水対策
- 産業系排水対策
- 河川・水路の浄化対策
- 地下水の水質保全
- 自動車交通騒音・振動対策
- 工事・建設騒音・振動対策
- 鉄道・航空機騒音等対策
- 近隣・生活騒音対策
- 環境監査等の推進

みどりに恵まれたうるおいのある環境の確保

- 自然との共生
- 環境調和型まちづくり
- すぐれた自然の保全
- 多様な生態系の保護・保全
- 自然系公園の活用
- 環境に配慮した土地利用
- 公園の整備と緑化
- 地域の緑の保全
- 身近な緑空間の確保
- 道路緑化
- 農地の保全
- 水とのふれあい
- 水の合理的・循環的利用
- 自然と調和した景観の保全
- 安全性の確保

環境基本計画(素案)について



基本的な考え

□環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在および将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する

とともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければなりません。

□環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築することを目的として、市・市民、事業者など、すべての者



① 環境問題への取り組み



② ③ ④



① 昨年11月2日に「リサイクル都市・狭山」を宣言
② みんなの力で清流がよみがえる（不老川クリーン作戦）
③ 大勢の皆さんの力が結集する入間川クリーン大作戦
④ リサイクル都市宣言記念イベントを開催

条例の内容は…

条例に盛り込んで行く内容は、次のものを基本に考えています。

- 市・市民、事業者などの責務
- 環境基本計画の策定
- 施策の計画への整合
- 年次報告書の作成
- 環境保全上の支障を防止するための措置
- 環境保全についての適正な助成などの措置
- 環境への負荷の低減に資する製品などの利用促進
- 環境教育、環境学習の振興
- 市民などの自発的活動の促進
- 環境保全についての必要な情報の提供
- 環境状況の把握などに必要な情報の収集、調査の実施
- 必要な監視、測定などのため
- の体制の整備
- 環境保全に関する施策の推進体制の整備
- 国及び他の地方公共団体との協力
- 環境審議会

計画素案、条例について

皆様のご意見をお聞かせください

市役所環境管理課、行政資料室、各出張所に計画素案本編ならびにご意見をいただくためのはがきを刷り込んだチラシが備えてありますので、ご意見をお寄せください。ファクシミリでのご意見もお待ちしております。
※ご意見は5月31日までにファクシミリ番号54-62662

計画素案の説明会を開催します

計画の素案についての説明会を5月18日(日)、午後1時30分より市役所6階会議室にて開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。
問い合わせ
環境管理課へ内線632